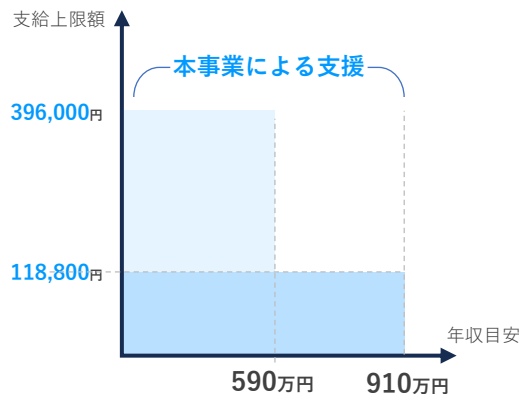


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 （在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



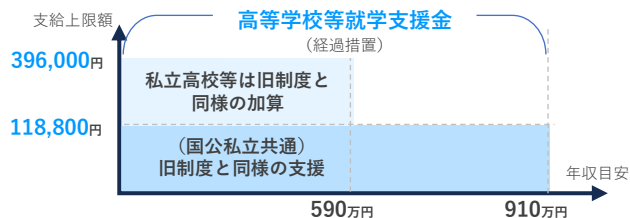
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

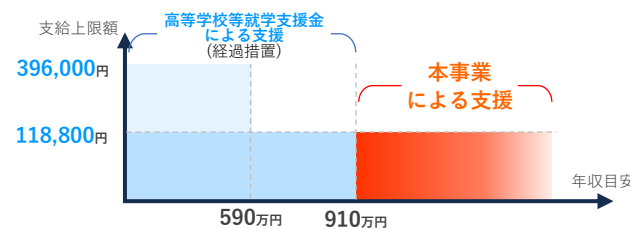
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。